

市営住宅等駐車場使用申込書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住 所

(市営 住宅 棟 第 号室)

氏 名

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり駐車場を使用したいので、上越市営住宅条例第44条の9の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、使用の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。決定の上は、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに駐車場を明け渡すことを誓約します。

また、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、新潟県警察に照会がなされることに同意します。

記

申込駐車場	所在地				
	名 称	市営	住宅	駐車場	区画
申込者と同居者との関係	入居者氏名				
	住 宅	市営	住宅	棟 第 号室	
	続 柄 等				
自動車の登録番号					
車 種 及 び 色		車種		色	
使 用 希 望 期 間		年 月 日から 明渡しの日まで			
駐 車 場 に 困 窮 す る 実 情	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 1 申込者又は当該申込者の同居者が上越市営住宅条例施行規則第21条第3項第1号に該当する者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。 2 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。 3 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。 4 その他 ( )				

- 注 1 「駐車場に困窮する実情」欄の□ありの方は、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 上越市営住宅条例施行規則第19条ただし書の規定に該当する場合は、添付書類の3(身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

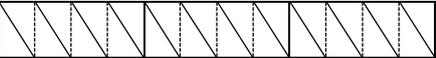
添付書類

- 1 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し
- 2 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し
- 3 上越市営住宅条例施行規則第21条第3項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

市営住宅等駐車場使用申込書

提出日を記入 → ○○年○○月○○日

(宛先) 上越市長

駐車場契約者の住所、氏名を記入してください。 → 住所 上越市 ○○○ ○丁目○番○号  
(市営 ○○ 住宅 ○ 棟 第 ○○ 号室)  
氏名 上越 太郎  
個人番号 

下記のとおり駐車場を使用したいので、上越市営住宅条例第44条の9の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、使用の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。決定の上は、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに駐車場を明け渡すことを誓約します。

また、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であるか否か  
会がなされることに同意します。

記

記入しないでください。  
市で記入します。

申込駐車場	所在地	上越市○○○ ○番地○号		
	名称	市営 ○○ 住宅 駐車場 ○○ 区画		
申込者と入居者との関係	入居者氏名	上越 太郎 (入居名義人の氏名を記入)		
	住 宅	市営 ○○ 住宅 ○ 棟 第 ○○ 号室		
	続 柄 等	本人 (入居名義人から見た駐車場申込者の続柄)		
自動車の登録番号		長岡 580 あ○○○○		
車 種 及 び 色		車種	××× △△△(メーカー、車種)	色 白←(車体色を記入)
使用希望期間		年 月 日から 明渡しの日まで		
駐車場に困窮する実情	<input checked="" type="checkbox"/> なし	下記1から3に該当する方は「あり」、その他の方は「なし」にレ点を記入してください。 1 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。 2 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。 3 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。 4 その他 ( )		
	<input type="checkbox"/> あり			
	1 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。			
	2 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。			

注 1 「駐車場に困窮する実情」欄の□ありの方は、該当する番号を○で囲むこと。  
2 上越市営住宅条例施行規則第19条ただし書の規定に該当する場合は、添付書類の3(身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し
- 2 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し
- 3 上越市営住宅条例施行規則第21条第3項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類